

## 一般社団法人日本膀胱学会 内規

(理事長の議決権)

第1条 理事長は、理事会および評議員会において原則議決権を行使しない。

(理事長予定者の選任)

第2条 理事長が任期を満了して退任する場合は、評議員会までに開催される理事会において理事長予定者を選任する。

- 2 理事長予定者は、定款第22条第2項に基づき直近に開催される評議員会で承認を受ける。

(弔電・供花)

第3条 名誉会員・特別会員・評議員が死亡した場合の弔電・供花は、次のとおりとする。

- (1) 弔電は、「周知謝絶」の付言がある場合を除き、理事長名をもって発信する。  
また、名誉会員・特別会員・評議員に、一斉メールにて訃報を通知する。
- (2) 供花は、「周知謝絶」の付言がある場合を除き、理事長名をもって手配する。
- (3) 弔電・供花の金額については、理事長に一任する。

(委員会の協力員)

第4条 委員会の協力員の定義は、次のとおりとする。

- (1) 各種委員会は、必要に応じて協力員を置くことができる。各種委員会の委員長が、協力員の任命・解任を行い、正会員以外の者にも協力員を任命する事ができる。
- (2) 各種委員会の委員長が、協力員に業務を指示し、協力員は委員を補佐する。
- (3) 協力員への委嘱状の発行や、日当・交通費の支給はしない。

(一般人からの寄付の受け入れ)

第5条 一般人からの寄付の受け入れについては可能であるが、用途を限定される寄付は受け付けない。